

令和2年（2020年）7月8日

入室児童保護者 各位

子ども家庭部青少年課長

学童保育室関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が 確認された場合の対応について

日頃から本市の学童保育室の運営にご理解いただくとともに、今般の新型コロナウイルス感染症予防にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、学童保育室は、市立小学校の分散授業の終了に伴い、放課後からの通常保育を実施しています。しかしながら、埼玉県内及び越谷市内においては、感染者数が再び増加傾向であり、引き続き感染症防止の取り組みが必要な状況にあります。

こうした状況において、万が一学童保育室や学校の関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合の対応について、以下のとおりお知らせします。

- 1 学童保育室の指導員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、当該学区の学童保育室は、臨時休室（完全休室）となります。
- 2 通学する小学校が、新型コロナウイルス感染症防止に係る臨時休業となった場合、当該学区の学童保育室は、臨時休室（完全休室）となります。

なお、臨時休室の案内については、教育委員会と連携し学校 city メール等によりお知らせします。また、保育室の再開等に関する案内は、越谷市ホームページや学校 city メールで適時お知らせしますのでご確認をお願いします。

問い合わせ

青少年課

Tel 048-963-9158